

○農林水産省令第三十四号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十八年四月二十一日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の十二の項植物の欄中、「及び第四十二」
を「、第四十二及び第四十七」に改め、同表の付
表に次のように加える。

四十七 メキシコ合衆国から発送され、他の地

域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

附 則

この省令は、公布の日から施行する。